

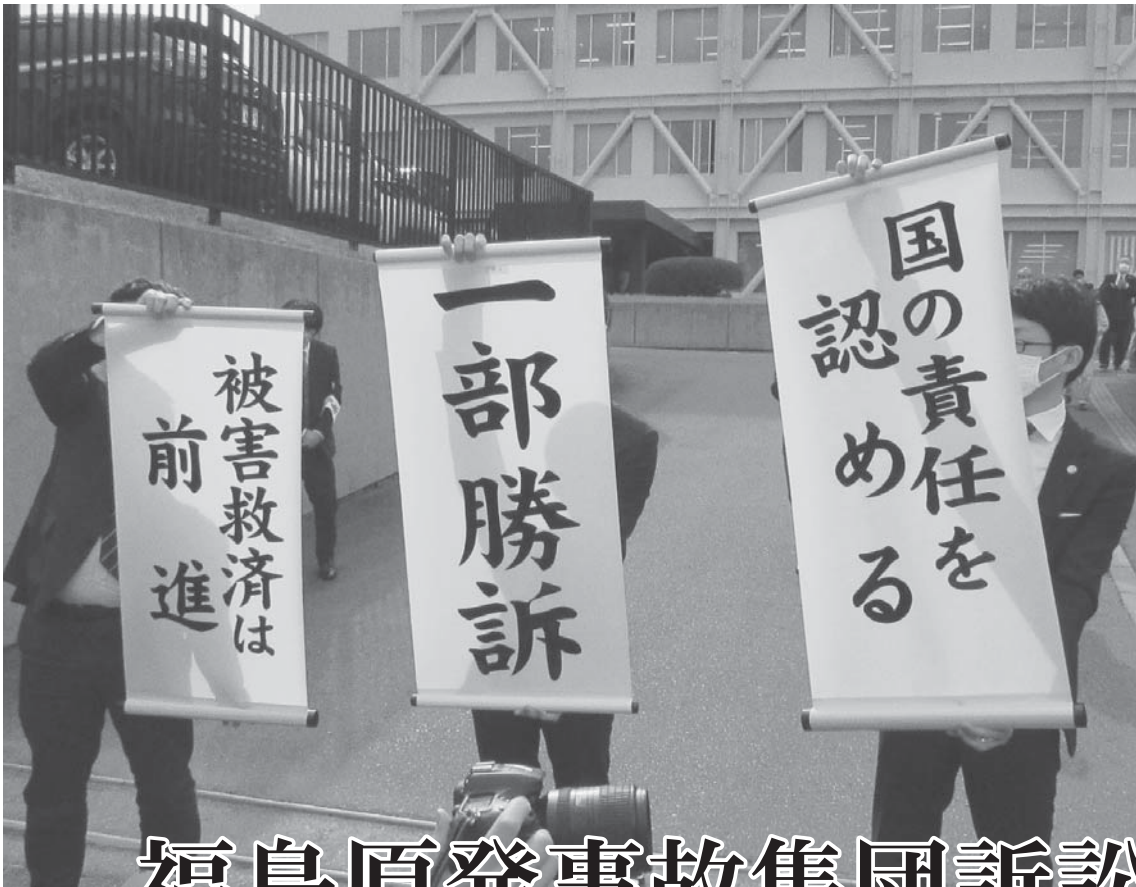
民主青年新聞

●ホームページ www.dylj.or.jp ●Eメール minsin@dylj.or.jp

見どころ

世界の動きに逆行する「核共有」 (3面)
民青に入って良かったこと 高校3年生からメッセージ (6、7面)
科学的社会主義の創始者 カール・マルクスの生涯と理論 (下) (10、11面)

初めて東電の責任確定



▶「いわき市民訴訟」の一審(福島地裁いわき支部)では、国の地震予測「長期評価」に基づく事故対策を国が怠ったことを「著しく合理性を欠く」として、原発事故における国の責任を認めた。今年6月に行われる可能性がある最高裁の判断においても、「長期評価」をどう評価するかが焦点となる(2021年3月26日、伊東達也さん提供)

原発事故で避難した住民らが国と東京電力(東電)に損害賠償を求めた3件の集団訴訟について、3月2日、最高裁判所(最高裁)は東電の上告を退け、東電の責任を認める判決が確定しました。全国で30ある同種の訴訟で、東電の過失責任が確定するのは初めてとなります。(太田良真記者)

国の基準を上回る賠償が確定

2日に最高裁の判断が示されたのは、「生業を返せ、地域を返せ」福島原を認定、賠償の支払いを命じた。東電の上告を退け、高裁の判決が確定、一連の集団訴訟で東電の責任が初めて確定しました。さらに7日、東電は賠償金を払いすぎていると主張してきました。

電のみを被告にした、いわき・避難者訴訟、小高に生きたる訴訟、中通訴訟の3つの集団訴訟についても、最高裁は東電の上告を退け、「中間指針」を越える額の賠償が確定しました。「中間指針」は、2013年12月を最後に大きな改定がされないままとなっており、「被害の実態に即してこない」と指摘されてきた。しかし東電は訴訟の法廷で、「中間指針」は実際の損害を上回る賠償額を定めている。「原告は被害者総数の約0.8%にとどまっていることから『中間指針』は被災者から圧倒的に支持されている」「東電は賠償金を払いすぎている」と主張してきました。

いまだ遠い復興

事故当時、福島県内59市町村のうち12市町村、およそ14万5千人に強制避難指示が出されましたが、今年2月末の時点で8万3千人、強制避難者全体の57%は、福島県内です。331人、自殺者も119人、強制的に避難した人々が故郷に戻れない、人の上つています。

福島原発事故集団訴訟

原発事故関連年表

1995年	阪神・淡路大震災を受け、国、「地震調査研究推進本部」を設置
2002年	「地震調査研究推進本部」、福島沖を含む地域でマグニチュード8級の地震が起こる可能性を発表
11年 3月	東日本大震災、福島第一原発事故発生
11年 7月	政府、震災の「復興期間」を10年と定める
13年 3月	福島住民・避難者が福島地裁など4地裁・支部に初めて国を被告にした集団訴訟を起こす
16年	経済産業省、福島第一原発事故の賠償や廃炉などの費用を想定2倍の22兆円と試算
17年 3月	前橋地裁、原発事故集団訴訟で初の判決、東電と国の責任を認める
21年 4月	政府、ALPS処理水の海洋放出を決定
21年 10月	政府、「第6次エネルギー基本計画」で、原発を「重要なベースロード電源」と位置付ける
22年 3月	最高裁、東電の上告を退け、東電の責任が確定する判断を初めて下す

「しんぶん赤旗」などを基に作成

復興にはいまだ遠い状況であるにもかかわらず、国は、医療費の窓口負担をはじめとした支援の縮小や、被災者の求める「地域全域の除染」に応じずに避難指示の解除を進めるなど、被災地の「切り捨て」を進めています。また、「避難者数」については、政府発表では3万人台とされていますが、これには災害復興住宅に入居した住民や自主避難者などを「避難者」として数えないなど、被害の矮小化も行っています。

避難指示区域市町村の居住状況

居住者数合計(A)	住民登録数	震災当時(2011年3月11日)の住民登録数(B)	避難者数合計(推定)(B)-(A)
64,506	116,639	147,428	82,922

強制避難指示が出ていない地域の避難者は「自主避難者」とされ、避難者と数えられていないため、実際に福島に戻っていない人はもっと多いと推定される。

※2022年2月25日時点のデータ、数字は全て各市町村の合計
※避難指示区域に指定された市町村は以下12。田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村
※居住者数は新規転入者を含む

福島県庁・企画調整部・避難地域復興課の調査を基に作成